

## 業務委託におけるプロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する業務委託について、プロポーザル方式を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル方式 業務委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該業務委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

(2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式

(3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式

(対象)

第3条 この要領は、次の各号のいずれかによる場合に適用する。

(1) 高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験を必要とするため、本市において仕様を定めることが困難な場合

(2) 企画内容、創造性等を評価して、本市が仕様内容を決定するよりも優れた成果が期待できる場合

(実施方法)

第4条 プロポーザル方式を実施する場合は、原則として「公募型プロポーザル方式」で実施するものとし、事業の性質や目的から提案者が限定されるときは、「指名型プロポーザル方式」で実施することができる。

(プロポーザル方式審査委員会)

第5条 プロポーザル方式によるときは、業務委託を行う局、室等（以下「事業所管局」という。）に、プロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員には、必要に応じて学識経験者又は専門的な知識を有する者（以下「外部委員」という。）を置くことができる。

3 外部委員は、評価の客観性及び専門的な見地から公正かつ中立な立場で審査できる者とし、提案者と利害関係がある場合は、その委員をその後の手続きから除斥するものとする。

4 外部委員の選定については、「北九州市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針」に規定する附属機関の委員の選定に関する暴排措置を準用する。

5 委員会は、次の事項について審査するものとする。

(1) プロポーザル方式によることの可否

(2) 第6条第4号及び第7条第4号に定める事項

- (3) 評価項目、評価基準及び配点、ヒアリングの有無、採点が同点の場合の取扱い並びに最低基準点設定の有無等受託候補者の特定に必要な事項の設定
  - (4) 提案の評価及び順位
  - (5) その他必要と認める事項
- 6 審査の終了後、契約締結の日までに外部委員と提案者に利害関係があることが明らかになった場合で、事業所管理局が必要があると認めたときは、再度、審査を行うことができるものとする。
- 7 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
- 8 委員会の構成及び運営について必要な事項は、事業所管理局の長が別に定める。

(参加資格の要件)

第6条 プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合には、発注する業務委託ごとに次に定める事項を要件として定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) その他必要と認める事項

(参加資格の喪失)

第7条 提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。この場合において、事業所管理局は、当該提案者に対し、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失った旨及びその理由を文書にて通知するものとする。

- (1) 前条に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) その他必要と認める事項

(公募型プロポーザル方式における実施の公表)

第8条 公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、市ホームページ又は公示等の方法により公表するものとする。

2 前項の公表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務委託名、業務概要及び履行期間
- (2) プロポーザル方式による受託候補者の特定である旨
- (3) 実施説明書及び実施説明書の入手方法
- (4) 参加資格

- (5) 参加資格の喪失
- (6) 参加申出書の提出期限、場所及び方法
- (7) 審査方法
- (8) 事業所管課
- (9) その他必要な事項

3 前項第3号に規定する実施説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 事業に係る予算上限額
- (3) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (4) 説明会開催の有無
- (5) 評価項目、評価基準及び配点等評価方法に関する事項
- (6) 実施スケジュール
- (7) 審査結果の通知及び公表に関する事項
- (8) 提案書等に関する費用負担
- (9) その他必要な事項

(指名型プロポーザル方式における指名の通知)

第9条 指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、第6条に規定する参加資格の要件を満たす者の中から指名業者を選定するものとする。

2 指名業者を選定した場合は、当該指名業者に対し、指名通知書に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務委託名、業務概要及び履行期間
- (2) プロポーザル方式による受託候補者の特定である旨
- (3) 実施説明書及び実施説明書の入手方法
- (4) 参加資格の喪失
- (5) 参加申出書の提出期限、場所及び方法
- (6) 審査方法
- (7) 事業所管課
- (8) その他必要な事項

3 第8条第3項の規定は、前項第3号の実施説明書の場合に準用する。

(受託候補者の特定)

第10条 事業所管局は、第5条第5項第4号に規定する評価及び順位に基づき、受託候補者を特定する。

(審査結果の通知)

第11条 受託候補者を特定したときは、速やかに提案者全員に次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- (2) 当該提案者の順位及び点数
- (3) 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定

の期限までに説明を求めることができる旨

(受託候補者の特定に関する通知)

第12条 受託候補者を特定した場合において、特定されなかった提案者から説明を求める請求があるときは、当該請求を行った提案者が受託候補者に特定されなかった理由を、当該請求を行った提案者に書面により通知するものとする。

(審査結果の公表)

第13条 受託候補者を特定した場合は、速やかに市ホームページに次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
- (4) 委員会の委員(外部委員を含む)の氏名及び職名(職業)
- (5) 委員会における主な意見
- (6) 市の主な特定理由

(受託候補者との契約締結等)

第14条 事業所管局は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行うものとする。この協議において、提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについてはこの限りでない。

2 前項において協議が調った場合には、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

3 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを行うことができる。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。

(建築設計業務委託に係るプロポーザル方式の実施)

第15条 この要領に定めるもののほか、建築設計業務委託に係るプロポーザル方式の実施については、国土交通省が定めるところによる。

(プロポーザル方式の手順等)

第16条 プロポーザル方式に関する手順その他必要な事項については、技術監理局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。